

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」  
「地方税の税制優遇」検討懇談会（第2回）



## 「地方税の税制優遇」検討における 基本的考え方（素案）修正案

令和6年(2024年)8月27日

北海道経済部ゼロカーボン推進局

札幌市グリーントランスフォーメーション推進室

- 1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について（P.3~7）**
- 2 税制優遇の効果について（P.9~12）**
- 3 税制優遇の検討内容について（P.14~36）**
  - （1）GX産業集積（対象事業、事業者、税目）（P.14~25）**
  - （2）金融機能の強化集積（対象事業、事業者、税目（P.27~30）**
  - （3）優遇期間・税率（GX産業・金融）（P.32~34）**
  - （4）制度の実施期間（P.36）**

# **1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について**

## 2 税制優遇の効果について

## 3 税制優遇の検討内容について

(1) GX産業集積（対象事業、事業者、税目）

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者、税目）

(3) 優遇期間・税率（GX産業集積・金融機能の強化集積）

(4) 制度の実施期間

# 1. これまでの経過と特区制度の概要

## (1) これまでの主な経過

- 令和5年12月 政府は「資産運用立国実現プラン」において、「金融・資産運用特区」の創設に向けて、関心を有する自治体を募ることを公表
- 令和6年 1月 特区に関する提案募集を開始
- 令和6年 1月 国に「北海道・札幌『GX金融・資産運用特区』」を提案。その後、提案内容のうち主にGXに関する項目を全道域に拡大
- 令和6年 5月 金融・資産運用特区の実現に向けた総理と4都市首長との意見交換
- 令和6年 6月 北海道が金融・資産運用特区として決定、併せて、国家戦略特別区域に指定

## (2) 金融・資産運用特区の概要

- 「金融・資産運用特区」（※1）は、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現するため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指すもの。
- 主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度（※2）を活用

※1 金融・資産運用特区は、金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備する観点から、特定の地域において国や地域が規制改革や運用面での取組み等を重点的に実施するエリアの総称（概念上の特区）であり、金融・資産運用特区それ自体は、個別の法的根拠や制度的枠組みを有しない。

※2 「国家戦略特区」は、“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作ることを中心に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度。

■ 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2. 北海道・札幌市が目指す姿（地域のコンセプト）

2023年4月15日「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」

○ G 7 大臣会合の札幌開催の機会を捉え、脱炭素を通じてエネルギーの地産地消と道内経済の活性化、日本及び世界のGXに貢献していくことについて、「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表。

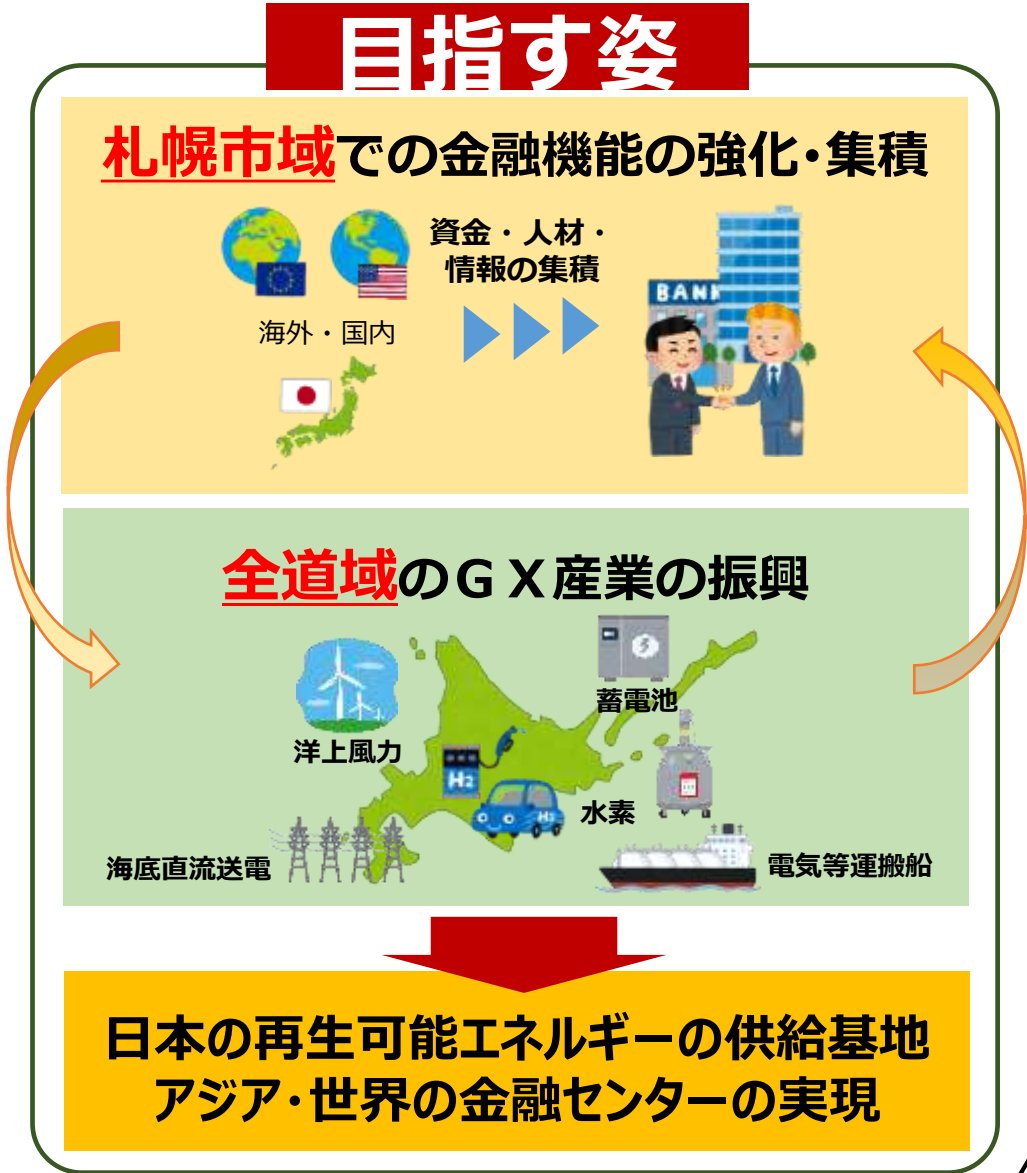


北海道・札幌が有するポテンシャルの高さ

- 今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資
  - 国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャル
  - GX関連の大型プロジェクトが道内で進行中
- 都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街

「GX金融・資産運用特区」を通じて、目指す姿

- 「金融・資産運用特区」を活用
- 資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に集積
- GX産業のサプライチェーン構築・雇用創出
- 日本の再生可能エネルギー供給基地の構築
- アジア・世界の金融センターの実現



# ■ 北海道の再エネ導入状況

○北海道（全域）は、全国随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを有しているが、地域間の系統の規模が小さく、系統の空き容量が不足していること、また蓄電池などの調整力が足りないことから、再エネ資源を十分活用できていない状況。

○このため、海底直流送電や地内系統など送電網の整備を着実に進めるとともに、送電網の整備には多額のコストと時間を要することから、再エネ電力の需要者である**データセンター**や**次世代半導体製造拠点**の地域での立地促進、蓄電池の普及、電気運搬船の活用、水素の製造・利用などを進め、再エネの導入拡大を図る必要がある。

**○発電電力量の目標**

道では、令和3年3月に策定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」において、エネルギーの導入目標を設定。目標値は、国の導入見込みや系統接続の申込状況等から勘案し設定。目標までは、まだ半分程度であり、北海道経済の発展やエネルギーの安定化に向けて、更なる取組が必要

## 〈年間発電電力量〉

|          | 全国         | 北海道       | 北海道（※2）        |                |
|----------|------------|-----------|----------------|----------------|
|          | ポテンシャル（※1） |           | 実績<br>（2021年度） | 目標<br>（2030年度） |
| 太陽光（建物型） | 598,532    | 27,931    | 3,089          | 3,540          |
| 太陽光（土地型） | 1,277,355  | 409,913   |                |                |
| 陸上風力     | 1,262,473  | 636,018   | 1,310          | 4,188          |
| 洋上風力     | 3,460,664  | 1,044,343 | 3              | 3,965          |
| 中小水力     | 51,935     | 5,061     | 3,385          | 4,133          |
| 地熱       | 120,518    | 15,010    | 113            | 629            |
| 合計       | 6,771,477  | 2,138,276 | 7,900          | 16,455         |

（※1）REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム2023年4月）  
（※2）北海道ゼロカーボン産業課 北海道省エネ・新エネ促進行動計画  
【第Ⅲ期】の推進状況（2023年9月調べ）より抜粋

単位（百万kWh）

目標まではまだ半分程度

# ■ 北海道のエネルギー収支状況

○北海道・札幌は、かつて石炭の産出地であったが、石油等へのエネルギー転換により、海外を含む道外からのエネルギー移輸入が増え、エネルギー収支（移輸出－移輸入）はマイナスの状況。

**北海道：▲5,363億円    札幌市：▲2,910億円**

（「環境省地域経済循環分析自動作成ツール」を用い、平成27年産業連関表等から札幌市が算出）

参考：日本のエネルギー収支    輸出額（1兆4,881億）-輸入額（26兆78億）=▲24兆5,197億

※出典：財務省「貿易統計令和5年度分」

○国内随一の再エネポテンシャル、特に、強い風が安定して吹き、潜在力が大きい「洋上風力」等を活用しながら産業集積・雇用創出を図り、電気・水素等を製造し、地域利用や道外移出等で、北海道各地域、札幌の経済を元気に。

➡ 日本、世界の脱炭素、ゼロカーボンの実現に貢献！！



# ■ 他3都市の「金融・資産運用特区」の提案概要について

## 東京都

### 《サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ東京》

**コンセプト** 資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして、日本・アジア全体の成長に貢献

- 1 サステナブルファイナンスの先進都市へ
- 2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市へ
- 3 英語でビジネス グローバルスタンダードな都市へ

## 大阪府・大阪市

### 《未来社会の実現に向けたチャレンジ特区》

**コンセプト** グローバルスタンダードに合わせた規制改革等により、資産運用業者やフィンテック企業等を集積させ、世界と伍する国際金融都市O S A K Aを創造

- 1 海外から入りやすくする
- 2 ビジネスと生活をはじめやすくする
- 3 ビジネスを展開しやすくする
- 4 在阪企業の活動を活性化させる・府民の資産形成を向上させる

## 福岡県・福岡市

### 《スタートアップ金融・資産運用特区》

**コンセプト** アジア・スタートアップ・成長産業特区による規制緩和と福岡の独自施策で、福岡が金融ハブとなり、九州の成長産業やスタートアップの更なる発展に貢献

- 1 スタートアップや成長産業の育成・成長促進
- 2 資産運用業など多様な金融プレイヤーの集積
- 3 社会課題解決に資するマーケットの構築

1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 **税制優遇の効果について**

3 税制優遇の検討内容について

(1) GX産業集積（対象事業、事業者、税目）

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者、税目）

(3) 優遇期間・税率（GX産業集積・金融機能の強化集積）

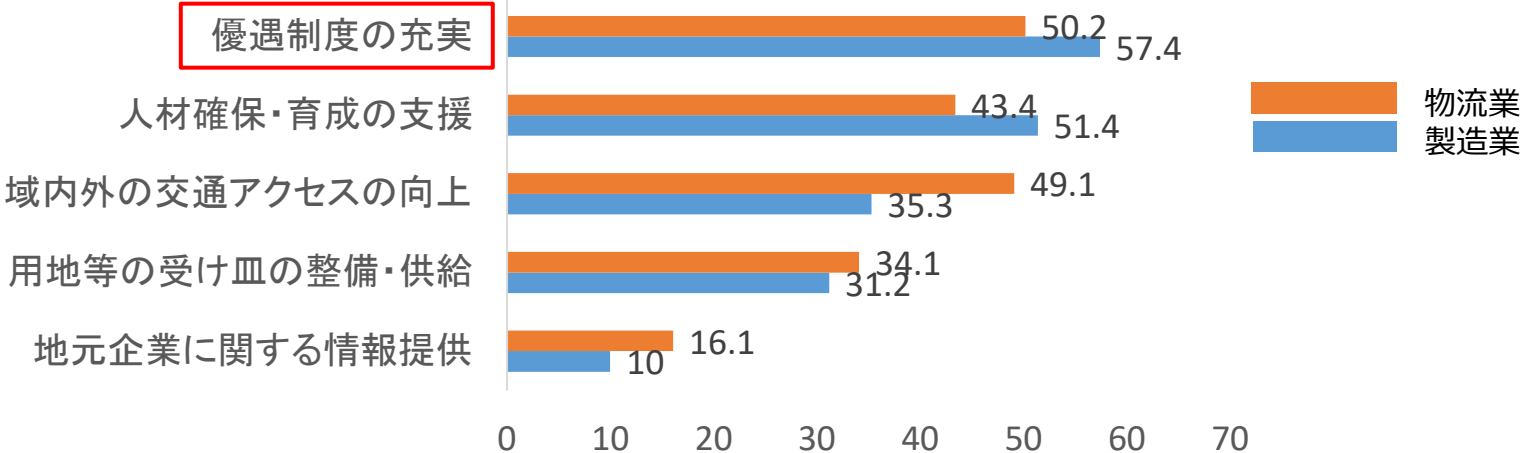
(4) 制度の実施期間

# ■ 税制優遇の効果の検討

- 各種アンケート調査によれば、立地選定理由として「自治体の助成」や「税の軽減」があげられており、「税制優遇」は企業誘致のインセンティブになると考えられる。
- 国においても、地方への立地施策として様々な税制優遇制度を導入している。  
(例：地域未来投資促進法、過疎地域特別措置法、離島振興法、地域再生法など)

## (一財) 日本立地センターによるアンケート結果 (2023年10月)

■ 国内の製造業、物流業2万社を対象に「自治体等に求める立地環境向上への取り組み」についてアンケートを実施。

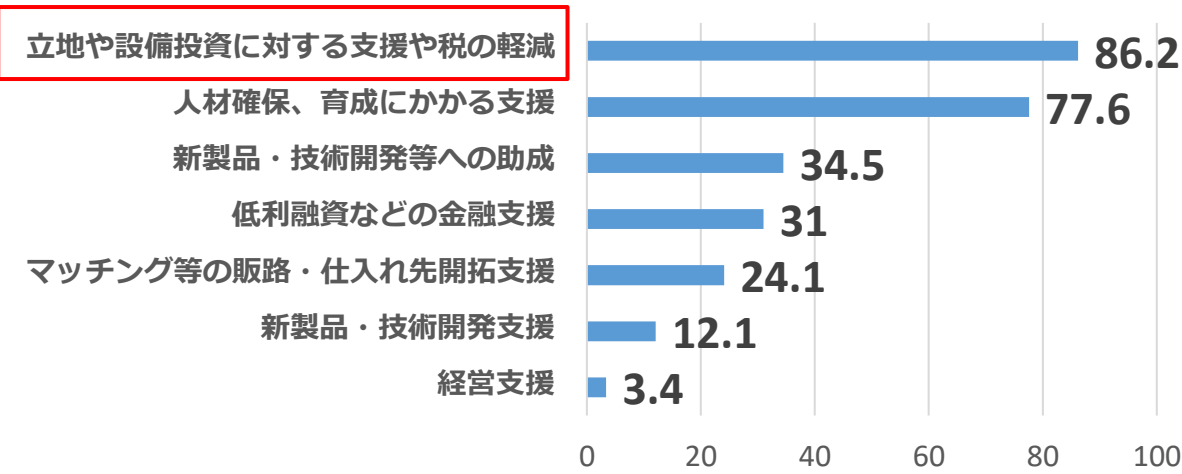


## 独自の税制優遇を先行して導入している自治体の実施したアンケート結果

■ A自治体 (R4年度実施)  
立地した企業に対し「立地場所を選定した理由」についてアンケート実施 (回答数96件)



■ B自治体 (R4年度実施)  
立地した企業に対し「必要な支援」についてアンケートを実施 (回答数58件)



# ■ 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」の主な取組

## G X × 金融

### 国の取組（規制を改革し、ビジネスしやすい環境へ）

風力・  
再エネ

洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国籍船の利用及び外国人材の活用

排他的経済水域における洋上風力発電設備の設置

水素

圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

高度人材確保

高度人材ポイント制の特別加算の対象となる自治体の支援措置の明確化

英語行政  
手続き

資産運用業に対する英語による金融行政の拡充（「拠点開設サポートオフィス」の設置）

日本参入時の法人設立に伴う手続きに関する英語対応（外国人銀行口座の開設支援を含む）

資金調達・  
金融支援

スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設

銀行によるG X 関連事業に対する出資規制の緩和

※「金融・資産運用特区実現パッケージ」に掲載された主なものを抜粋

### 地元の取組（GX産業集積・金融機能強化集積に向けて）

誘致活動・  
情報発信強化

G X 事業を行う企業の誘致強化、補助金

G X 情報プラットフォームの構築  
G X 事業認証制度の創設

海外資産運用会社等の誘致強化、補助金

人材育成強化・  
スタートアップ支援

人材確保・人材育成の強化（普及啓発・情報発信）

スタートアップ創出・育成強化、ビジネスマッチング拡充

快適なビジネス  
環境の整備

ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設

税制優遇(道税・市税)

行政手続の英語  
対応(札幌市)

高機能オフィス確保  
(容積率緩和等)

丘珠空港のビジネス  
ジェット利用促進

魅力溢れる生活  
環境の整備

インターナショナルスクール誘致や  
新たな国際バカロレア（海外大学でも通用する国際教育プログラム）導入校の設置検討

# ■ GX産業集積に向けた北海道・札幌市の企業誘致支援策

○GX事業は、事業予見可能性が低いことから、資金調達が困難。また収益化まで長期を要することが事業参入の障壁となっている。そのため収益化までの事業の安定性を確保のため、支援が必要。

○既存の支援制度に加え新たな税制優遇の支援によりステージに応じた多様な資金調達環境を整えるとともに、人材育成・確保など様々な課題にも対応し、GX産業集積をはかる。

## ■ 既存の企業誘致支援策（主なもの）と新たな税制優遇の支援範囲の整理

### G X 事業者

|                | 初期投資への支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 事業運営への支援                                               |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 税制優遇・補助金       | <b>&lt;北海道&gt;企業立地促進費補助金</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■投資額に対する補助（<u>建物の建設、機械の購入</u>）</li><li>■助成額：投資額の2.5%～10%（限度額5千万～15億）</li><li>■雇用要件：1人以上～20人以上</li><li>■投資額要件：2500万以上～20億以上</li></ul>                                                                                                                                                | <b>新たな税制優遇</b> <div>（既存の税制優遇制度の対象外となるものをカバーするもの）</div> |
|                | ■不動産取得税・固定資産税・都市計画税の免除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ■法人道民税、法人事業税・法人市民税・事業所税の免除                             |
|                | 既存の税制優遇<br><b>過疎法、離島振興法、半島振興法</b> ：データセンター、新工ネ事業、研究開発、保守運営等事業者が対象外<br><b>地域未来投資促進法</b> ：計画にGX分野がない市町村が対象外<br><b>原発地域振興法</b> ：174市町村が対象外<br><b>地域再生法</b> ：本社機能移転等以外は対象外                                                                                                                                                                                 |                                                        |
| 政策金融           | <b>&lt;北海道&gt;中小企業総合振興資金</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■ライフステージ対応資金（創業貸付、ステップアップ貸付、事業承継貸付、企業体質強化貸付）<br/>融資金額：最大8億円以内 融資期間：最大20年以内 融資利率：1.1%～1.7%</li><li>■経済環境変化対応資金（経営環境変化対応貸付、コロナ克服サポート貸付、防災・減災貸付）<br/>融資金額：最大16億円以内 融資期間：最大20年以内 融資利率：1.1%～1.7%</li><li>■一般経営資金（一般貸付、小規模企業貸付）<br/>融資金額：最大8000万円以内 融資期間：最大10年以内 融資利率：1.3%～2.1%</li></ul> |                                                        |
| 人材育成           | <ul style="list-style-type: none"><li>■洋上風力発電関連産業人材確保支援事業補助金（R6）<br/>洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得に関する経費を支援</li><li>■道立高等技術専門学院<br/>工業技術、電気・電子技術、建設技術等の専門的な技術・技能の習得</li></ul>                                                                                                                                                                  |                                                        |
| 企業立地ワンストップサービス | ■企業立地に関連する各種手続きや関係先との連絡調整など、あらゆるご相談に一つの窓口で対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                        |

# ■ 金融機能の強化集積に向けた北海道・札幌市の企業誘致支援策

○札幌市への金融機能の強化集積につながる既存の企業誘致支援策は、「補助金」「税制優遇」がある。  
○このたびの税制優遇は、既存の支援策で支援範囲となっていない新たな範囲を支援するもの。

## ■ 既存の企業誘致支援策（主なもの）と新たな税制優遇の支援範囲の整理

札幌市に進出する  
金融系事業者

| 対象                                                                          | 初期投資への支援                                                                                                                                                                                | 事業運営への支援                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金融機能<br><div>・投資取引仲介<br/>・ファンド募集<br/>・投資助言・代理<br/>・投資運用<br/>・フィンテック 等</div> | <div>■ 税制優遇</div> <div>&lt;北海道・札幌市&gt;</div> <div>地域未来投資促進税制（地域未来投資促進法）</div> <div>※適用要件あり（P20参照）</div> <div>✓ <u>不動産取得税の不均一課税（全額ゼロ）</u></div> <div>✓ <u>固定資産税の不均一課税（3年間全額ゼロ）</u></div> | <div>既存支援なし</div> <div>↓</div> <div>新たな税制優遇</div> <div>✓ 法人事業税、法人道民税、法人市民税、事業所税の免除</div>                                                                                           |
| その他機能                                                                       | <div>■ 補助金</div> <div>&lt;北海道&gt; 企業立地促進費補助金 ※本社機能が対象</div> <div>&lt;札幌市&gt; <del>本社機能・事務機能等立地促進補助金</del> ※本社機能・事務機能が対象</div> <div>IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金 ※研究開発機能が対象</div>                 | <div>■ 税制優遇</div> <div>&lt;北海道・札幌市&gt;</div> <div>地方拠点強化税制（地域再生法）</div> <div>※本社機能、研究開発機能が対象</div> <div>※適用要件あり（P20参照）</div> <div>✓ <u>法人事業税の不均一課税（1年目1/2、2年目3/4、3年目7/8）</u></div> |
|                                                                             | <div>✓ <u>不動産取得税の不均一課税（全額ゼロ）</u></div> <div>✓ <u>固定資産税の不均一課税（移転型：1年目ゼロ、2年目1/4、3年目1/2    拡充型：1年目1/10、2年目1/3、3年目2/3）</u></div>                                                            |                                                                                                                                                                                    |

※不均一課税に関しては地方税の優遇措置を掲載

1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 **税制優遇の検討内容について**

**(1) GX産業集積（対象事業、事業者、税目）**

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者、税目）

(3) 優遇期間・税率（GX産業集積・金融機能の強化集積）

(4) 制度の実施期間

# ■ GX産業集積の対象について

## 「GX実現に向けた基本方針」について

○国は「GX実現に向けた基本方針」において、GXを加速させることで、エネルギーの安定供給と、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげることをしている。

○その投資の規模は今後10年間で150兆円を超えるとされており、こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「同基本方針」ではGX投資の対象として以下22分野を明示。

### 国GX基本方針 22分野

|              |                  |                       |                    |
|--------------|------------------|-----------------------|--------------------|
| 水素・アンモニア     | 水素・アンモニアの導入促進    | ゼロエミッション船舶<br>(海事産業)  | 温室効果ガスを排出しない船      |
| 蓄電池          | 蓄電池の生産           | バイオものづくり              | バイオプラスチックなど        |
| 鉄鋼業          | グリーンスチール         | 再生可能エネルギー             | 洋上風力、次世代太陽光など      |
| 化学産業         | グリーンケミカル         | 次世代ネットワーク<br>(系統・調整力) | 海底直流送電など           |
| セメント産業       | カーボンリサイクルセメント    | 次世代革新炉                | 次世代革新炉             |
| 紙パ産業         | 製紙産業の構造転換        | 運輸分野                  | 鉄道等の省エネ化など         |
| 自動車産業        | EV・PHV等の次世代自動車   | インフラ分野                | 空港、道路、ダム、下水道など     |
| 資源循環産業       | リース・シェアリング、リサイクル | カーボンリサイクル燃料           | SAF、合成燃料、合成メタン     |
| 住宅・建築物       | 省エネ住宅、木材利用       | CCS                   | 二酸化炭素回収・貯留         |
| 脱炭素目的のデジタル投資 | 半導体・データセンターへの投資  | 食料・農林水産業              | 農業機械等の電化、クレジット活用など |
| 航空機産業        | 次世代航空機           | 地域・暮らし                | 脱炭素先行地域など          |

## ■ GX事業の考え方

○国が基本方針で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、以下のア～ウの3つの要件を満たす事業を本税制優遇の対象とする「GX事業」として検討。

ア 北海道の持つ再生可能エネルギーのポテンシャルを有効に活用できる分野

イ 具体の事業者が北海道において取り組むことが期待される分野

ウ 国のGX基本方針を踏まえGX関連投資を北海道に呼び込むことが特に期待できる分野

○具体的には、当面、以下①～⑨の分野の直接事業及びそれに付随するものとして装置・機械・部素材の研究・開発製造に関連する事業を対象として検討。

### 対象とするGX事業

①洋上風力関連産業

②合成燃料(S A F等)

③水素

④蓄電池

⑤次世代半導体

⑥データセンター

⑦海底直流送電

⑧電気及び水素運搬船

⑨新エネルギー※

※「新エネルギー」とは

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」において定めた太陽光、風力、中小水力（3万kW以下）、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギーや、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー等のことをいう

# ■ 「Team Sapporo-Hokkaido」と連携して進める「8つのGXプロジェクト」

## 全国一の再エネポテンシャル

- 【風力発電】 全国 1 位
- 【太陽光発電】 全国 1 位
- 【中小水力発電】 全国 1 位
- 【地熱発電】 全国 2 位

## 洋上風力関連産業

- ・道内 **5 箇所**が「**有望な区域**」に選定。  
2 箇所(浮体式)が「**準備区域**」に整理。

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 1 | 石狩市沖        |         |
| 2 | 1 岩宇・南後志地区沖 |         |
| 3 | 2 島牧沖       |         |
| 4 | 檜山沖         | ■ 有望な区域 |
| 5 | 松前沖         | ■ 準備区域  |

- ・全国の洋上風力案件形成目標45GWのうち、  
1/3の15GWが北海道



## 海底直流送電

- ・日本海ルート200万kWについて  
は、**2030年度を目指して  
整備**(GX基本方針)

＜広域連系系統マスタープラン＞

- 【必要投資額(概算)】
- ・北海道地内増強  
⇒約1.1兆円

- ・北海道～東北～東京(新設)  
⇒約2.5～3.4兆円

## 水素



- ・北海道電力では、**1 MW級**の水電解装置(水素発生量200Nm<sup>3</sup>/h)などを設置  
(出典)ほくでんウェブサイト



- ・札幌市では、環境省「脱炭素化先行地域」で、大型車両に対応した定置式水素ステーションの整備など「**水素モデル街区**」を盛り込む

- ・国が進める全国 8 ヶ所の水素・アンモニア**供給拠点の整備**とともに、15年間で**3 兆円規模の価格差に着目した支援策**について、**道内**でも**選定**されるよう**推進**

＜水素基本戦略＞

- ・2030年導入目標300万 t に加え、  
2040年目標1200万 t  
2050年目標2000万 t
- ・官民合わせて**15年間で15兆円【全国】**  
のサプライチェーン投資計画を検討中

## 蓄電池

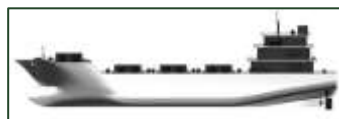


＜蓄電池産業戦略＞

- ・世界市場の推移  
2019年約5兆円  
⇒**2030年 約40兆円【世界】**

- ・蓄電池(**系統用蓄電池**や**地域マイクログリッド**の蓄電池)工場の立地
- ・風力発電の出力調整用設備として、豊富町に**世界最大級の系統蓄電池**(72万kWh)を設置  
(出典)北海道北部風力送電

## 電気及び水素運搬船



- ・電気運搬船建造中の**Power X 社**  
は室蘭市、苫小牧港管理組合とそれぞれ連携協定を締結

## SAF(合成燃料)

- ・本邦エアラインにおいて2030年度まで導入割合10%を目標
- ・**苫小牧市**では、全国 7 力所で選定された**先進的CCS**への取組が始められており、水素製造と合わせて、将来SAFを含む合成燃料の製造が期待

＜GX実現に向けた基本方針＞

- ・製造技術開発、大規模実証、製造設備等への官民投資

⇒**今後10年間で約 1 兆円【全国】**



## データセンター

出典：さくらインターネット(株) HP

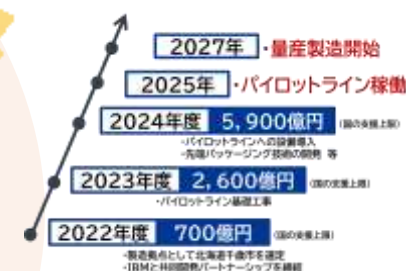


- ・国が九州とともに**北海道**を**デジタルインフラの中核拠点**として位置づけ
- ・これまで44箇所のデータセンターが立地(道庁調べ)
- ・**ソフトバンクが再エネ100%のデータセンターの苫小牧への立地決定**
- ・A I に関する実証・実装促進地域の全道展開

＜情報通信白書(総務省)＞

- ・日本のDCサービス市場規模 2022年約2兆円  
⇒**2026年 約 3 兆円**

## 次世代半導体



Rapidus(株)作成資料

＜半導体・デジタル産業戦略＞

- ・全世界の出荷額  
2020年約50兆円  
⇒ **2030年約100兆円**

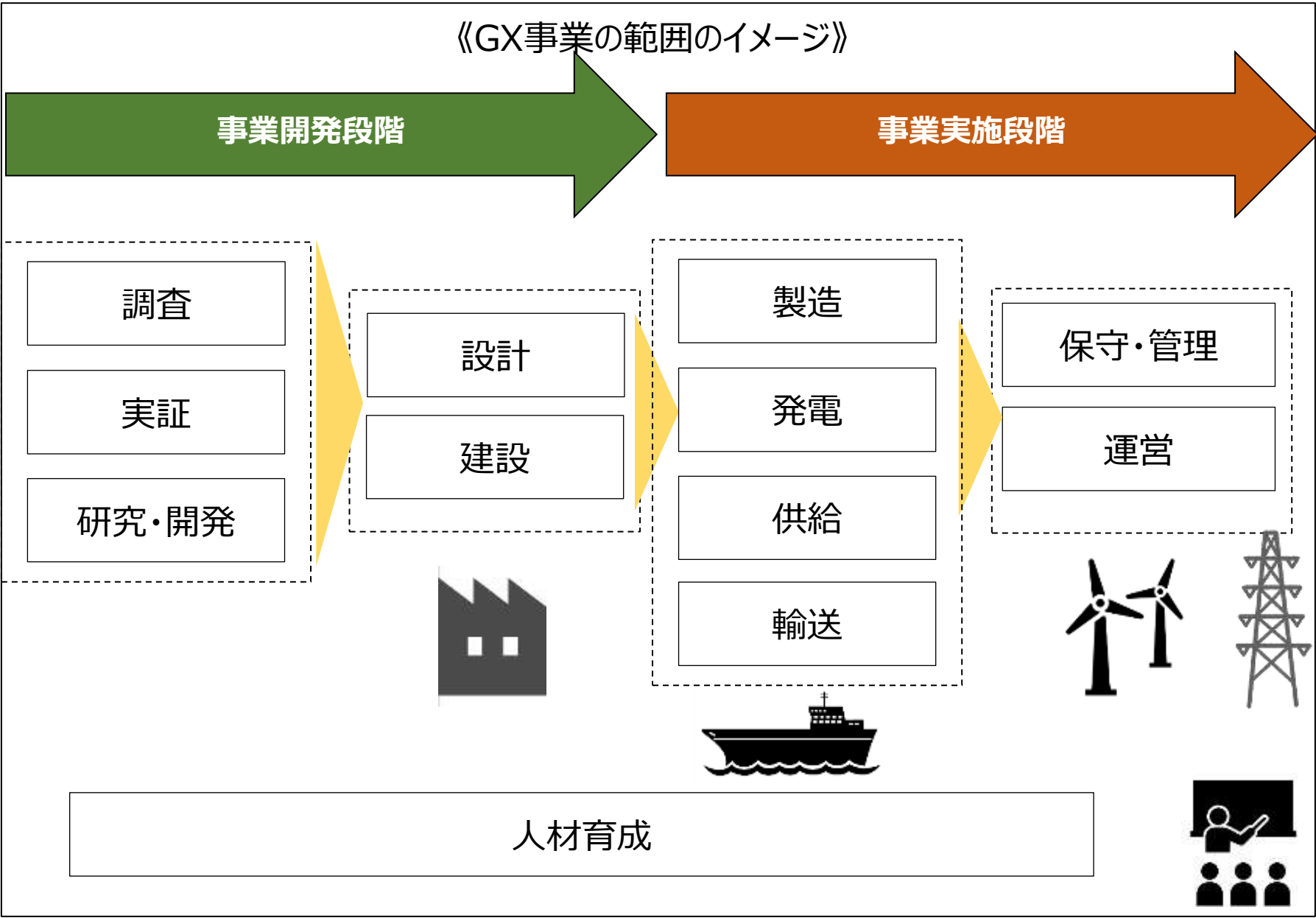
- ・**ラピダス社の立地決定**  
⇒**総額 5 兆円規模の投資見込** (同社による)  
⇒**関連産業の立地表明が相次ぐ**

■ GX事業の対象範囲の考え方

- 以下①～⑨の分野の直接事業及びそれに付随するものとして例えば、装置・機械・部素材の研究・開発、製造に関連する事業などを対象として検討。具体的には、以下のイメージの中で、GX事業に合致するものか否かを検討。
- 特区や道・市の計画を踏まえ、道内GX事業の強化・集積に資する分野について、必要に応じて対象事業を見直すことも検討。

対象とするGX事業

- ①洋上風力関連産業
- ②合成燃料(SAF等)
- ③水素
- ④蓄電池
- ⑤次世代半導体
- ⑥データセンター
- ⑦海底直流送電
- ⑧電気及び水素運搬船
- ⑨新エネルギー



※対象外として想定されるもの (例) 発電事業者から受注して実施する建設・土木工事

# ■ 特区として先行する他都市の税制優遇の事例

○競合する他都市との比較において、見劣りしない内容とすることが必要。  
○特区として先行する他都市の事例では経営支援を目的として「法人事業税」「法人住民税」「事業所税」、初期投資を目的として「不動産取得税」「固定資産税」「都市計画税」を控除する例が見られる。

|                                                                                                                                                                                                                               | 対象                                                                        | 対象税目、税率及び措置年数                         |                                                                                                   |        |                                                                                                       |                                                                                                       |                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                               |                                                                           | 都道府県税                                 |                                                                                                   |        | 市税                                                                                                    |                                                                                                       |                                       |
|                                                                                                                                                                                                                               |                                                                           | 法人事業税                                 | 法人都道府県税                                                                                           | 不動産取得税 | 法人市民税                                                                                                 | 事業所税                                                                                                  | 固定資産税<br>都市計画税                        |
| <b>大阪府・大阪市</b><br><br>「大阪府（市）金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府（市）民税及び事業税の課税の特例に関する条例（施行日：2023年11月）」                                                                                                                   | 日本初かつ大阪市内に初進出の <b>金融系外国企業</b>                                             | 1～10年目<br>最大全額控除                      | 【均等割】<br>1～10年目<br>全額控除<br><br>【法人税割】<br>1～10年目<br>最大全額控除                                         | ×      | 【均等割】<br>1～10年目<br>最大全額控除<br><br>【法人税割】<br>1～10年目<br>最大全額控除                                           | ×                                                                                                     | ×                                     |
| <b>大阪府・大阪市</b><br><br>「大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税及び不動産取得税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年11月）、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年12月）」 | 大阪府「成長特区」内で以下いずれかの事業を行う法人<br>・ <b>新エネルギー</b><br>・ <b>ライフサイエンス</b>         | 1～5年目<br>最大全額控除<br>6～10年目<br>最大2分の1控除 | 【均等割】<br>1～5年目<br>全額控除<br>6～10年目<br>2分の1控除<br><br>【法人税割】<br>1～5年目<br>最大全額控除<br>6～10年目<br>最大2分の1控除 | 最大全額控除 | 【均等割】<br>1～5年目<br>最大全額控除<br>6～10年目<br>最大2分の1控除<br><br>【法人税割】<br>1～5年目<br>最大全額控除<br>6～10年目<br>最大2分の1控除 | 【資産割】<br>1～5年目<br>最大全額控除<br>6～10年目<br>最大2分の1控除<br><br>【従業者割】<br>1～5年目<br>最大全額控除<br>6～10年目<br>最大2分の1控除 | 1～5年目<br>最大全額控除<br>6～10年目<br>最大2分の1控除 |
| <b>福岡市</b><br><br>「福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（施行日：2017年4月）」                                                                                                                                                                   | 以下の分野で革新的な事業を行う、 <b>法人設立から5年以内のスタートアップ法人</b><br>・医療<br>・一定のIOT<br>・先進的なIT | —                                     | —                                                                                                 | —      | 【均等割】<br>×<br><br>【法人税割】<br>最大5年間<br>最大全額控除                                                           | ×                                                                                                     | ×                                     |

■ 他都府県の税制優遇実施状況

○15の都府県において、法律に基づく税制優遇ではなく、独自の制度構築により企業誘致のための施策として税制優遇を行っている。

| No. | 都道府県 | 対象法人（事業）等                       | 対象税目           |                               |                                        |           |
|-----|------|---------------------------------|----------------|-------------------------------|----------------------------------------|-----------|
|     |      |                                 | 不動産<br>取得税     | 府県<br>固定資産税                   | 法人<br>事業税                              | 法人<br>住民税 |
| 1   | 東京都  | 多国籍企業が設立する会社等                   | 全額減免           | -                             | -                                      | -         |
| 2   | 大阪府  | 新エネルギー、ライフサイエンス<br>事業           | 不均一課税          | -                             | 1～5年：不均一課税（最大全額）<br>6～10年：不均一課税(最大1/2) | 同 左       |
|     |      | 外国系金融企業                         | -              | -                             | 10年間：不均一課税（最大全額）                       | 同 左       |
| 3   | 福岡県  | 環境性能の高い製品等の生産等                  | 全額減免           | -                             | -                                      | -         |
| 4   | 岩手県  | 製造業                             | 全額減免           | -                             | 1～3年：全額減免<br>4～5年：不均一課税(1/2)           | -         |
| 5   | 宮城県  | 製造業                             | 不均一課税(1/2)     | 1～3年：不均一課税(1/2)               | 1～3年：全額減免                              | -         |
| 6   | 茨城県  | 事務所等の新增設                        | 全額減免           | -                             | -                                      | -         |
| 7   | 神奈川県 | 製造業、電気業、情報通信業等                  | 不均一課税(1/2)     | -                             | -                                      | -         |
| 8   | 新潟県  | 製造業、情報サービス業、イン<br>ターネット付随サービス業等 | 全額減免           | -                             | 1～6年：不均一課税(1/2)※1                      | 同 左       |
| 9   | 長野県  | 情報サービス業、インターネット<br>付随サービス業等     | 全額減免           | -                             | -                                      | -         |
| 10  | 岐阜県  | 先端技術産業、データセンター事<br>業等           | 不均一課税(1/3)     | -                             | -                                      | -         |
| 11  | 愛知県  | 製造業、運輸業等                        | 不均一課税※1        | -                             | -                                      | -         |
| 12  | 京都府  | 製造業、ソフトウェア業、情報処<br>理サービス業       | 不均一課税(1/2)     | -                             | -                                      | -         |
| 13  | 兵庫県  | 本社機能立地事業、サプライ<br>チェーン対策事業等      | 不均一課税(1/3～1/2) | -                             | 1～5年：不均一課税(1/3～1/2)                    | -         |
| 14  | 奈良県  | 旅館業の用に供する宿泊施設                   | 不均一課税(1/4)     | -                             | 1～3年：不均一課税(1/4)                        | -         |
| 15  | 佐賀県  | 製造業、道路貨物運送業、倉庫業<br>等            | 全額減免           | 1～5年：全額減免<br>6～10年：不均一課税(1/2) | 1～5年：全額減免<br>6～10年：不均一課税(1/2)          | -         |

※1 業種によって減免割合が異なる

# ■ 既存税制優遇の状況

※道税の優遇措置を掲載

○既存の税制優遇を最大限に活用し、**カバーされない分**を今回の税制優遇で措置（札幌市は、地域未来投資促進法、地域再生法が対象）

↑

制度によって地域や企業の規模、産業分野、税目などが決まっており、支援を得られない事業者がいる

| 根拠法  |      | 地域未来投資促進法                                                | 地域再生法                        | 過疎法                                                       | 離島振興法                                                     | 半島振興法                                                                  | 原発等立地<br>地域振興法            |
|------|------|----------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 対象地域 |      | 基本計画を策定した62市町村                                           | 全道(全市町村の一部区域のみもあり)           | 対象地域153市町村（うち <b>148</b> ）                                | 6町（奥尻、羽幌、礼文、利尻、利尻富士、厚岸）                                   | 3市町村（泊、北斗、七飯）                                                          | 4町村（共和、岩内、泊、神恵内）          |
| 適用要件 | 取得額  | 土地・建物の合計取得額が1億円超                                         | 3,800万円以上                    | 500万円以上                                                   | 500万円以上                                                   | 500万円以上                                                                | 2,700万円超                  |
|      | 雇用   | 基本計画に定めた要件を満たすこと                                         | 本社機能に従事する従業員数が5人(中小企業者*1人)以上 | —                                                         | —                                                         | —                                                                      | 15人超（製造業以外）               |
|      | その他  | 基本計画に定めた高い付加価値額を上回ること<br>国による課税特例の確認が必要（設備投資額等の要件あり）     |                              |                                                           |                                                           |                                                                        |                           |
| 優遇措置 | 税目   | —<br>不動産取得税<br>道固定資産税                                    | 法人事業税<br>不動産取得税<br>道固定資産税    | 法人事業税<br>不動産取得税<br>道固定資産税                                 | 法人事業税<br>不動産取得税<br>道固定資産税                                 | 法人事業税<br>不動産取得税<br>道固定資産税                                              | 法人事業税<br>不動産取得税<br>道固定資産税 |
|      | 期間   | 3年 ※各法で定められている減収補填の期間と同一の期間が道の課税の特例期間として定められている          |                              |                                                           |                                                           |                                                                        |                           |
|      | 減収補填 | 課税免除額の75%（財政力指数によって異なる）について、地方交付税による減収補填あり               |                              |                                                           |                                                           |                                                                        |                           |
| 対象業種 |      | 自治体が策定する計画にて設定<br><div>○設備投資額が前年度の減価償却費の20%以上であること</div> | 本社機能（事務所、研究所、研修所）            | 製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業 | 製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業 | 製造業、旅館業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業 | 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、コン包業、卸売業  |

## （参考）道税の課税の特例条例に基づく課税免除実績（令和4年度）

| 課税免除等額 | 地域未来投資促進法 | 地域再生法  | 過疎法     | 離島振興法 | 半島法   | 原発立地振興法 | 計         | 割合    |
|--------|-----------|--------|---------|-------|-------|---------|-----------|-------|
| 個人事業税  |           | —      | 82,977  | —     | —     | —       | 82,977    | 7.5%  |
| 法人事業税  |           | 2,344  | 20,554  | —     | —     | —       | 22,898    | 2.1%  |
| 不動産取得税 | 774,799   | 35,934 | 178,702 | —     | 6,379 | —       | 995,814   | 90.4% |
| 計      | 774,799   | 38,278 | 282,233 | —     | 6,379 | —       | 1,101,689 | 100%  |
| 割合     | 70.3%     | 3.5%   | 25.6%   | —     | 0.6%  | —       | 100%      | —     |

■ 道税 対象税目の考え方

○税制優遇の税目について、以下のとおり検討を行い、**法人道民税、法人事業税、不動産取得税、道固定資産税**を対象として、導入を考える。

| 種類  |     | 税名            |              | 課税対象（行為）                         | 検討 | 理由                                                                                                     |
|-----|-----|---------------|--------------|----------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通税 | 直接税 | 道民税           | 個人道民税        | 道内に住所のある個人                       | ×  | 個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外                                                                            |
|     |     |               | <b>法人道民税</b> | 道内に事務所又は事業所のある法人                 | ○  | 企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致                                                                      |
|     |     |               | 道民税利子割       | 金融機関からの利子等の受け取り                  | ×  | 個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外                                                                            |
|     |     |               | 道民税配当割       | 上場株式等の配当等の受け取り                   | ×  | 個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外                                                                            |
|     |     |               | 道民税株式等譲渡取得割  | 特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の譲渡の対価等の受け取り | ×  | 個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外                                                                            |
|     |     | 事業税           | 個人事業税        | 事業を営んでいる個人の所得                    | ×  | 個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外                                                                            |
|     |     |               | <b>法人事業税</b> | 事業を営んでいる法人の所得等                   | ○  | 企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致                                                                      |
|     |     | 自動車税          | 環境性能割        | 自動車を取得                           | ×  | GX関連事業者の誘致のため、企業活動内容等を問わず同一の優遇措置を提示する観点から、同税は自動車の所持・保有は事業者によってばらつきがあり、同税の優遇措置がインセンティブとなり得ない場合もあるため、対象外 |
|     |     |               | 種別割          | 自動車を保有                           | ×  |                                                                                                        |
|     |     | <b>不動産取得税</b> |              | 土地や家屋の取得                         | ○  | 土地/建物への取得に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致                                                                   |
|     |     | 鉱区税           |              | 鉱業権の保有                           | ×  | GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                                            |
|     |     | <b>道固定資産税</b> |              | 固定資産（償却資産）のうち一定額を超えるもの           | ○  | 土地/建物への取得に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致                                                                   |
|     |     | 核燃料税          |              | 発電用原子炉の設置者                       | ×  | 実質的に特定企業（北電）に対する課税であり、GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                      |
|     | 間接税 | 地方消費税         |              | 消費税が課税される取引                      | ×  | 最終消費者の税負担であり、GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                               |
|     |     | 県たばこ税         |              | 卸売販売業者等から小売販売業者へのたばこの譲渡          | ×  | GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                                            |
|     |     | ゴルフ場利用税       |              | ゴルフ場の利用                          | ×  | GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                                            |
|     |     | 軽油取引税         |              | 軽油の引取等                           | ×  | GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                                            |
| 目的税 | 直接税 | 狩猟税           |              | 狩猟者の登録                           | ×  | GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                                            |
|     | 間接税 | 循環資源利用促進税     |              | 産業廃棄物を排出する事業者                    | ×  | リサイクル促進等の目的を踏まえ対象外                                                                                     |

# 法人道民税・法人事業税・不動産取得税・道固定資産税の概要



■不動産（土地、家屋）の取得に対する課税。  
取得した不動産の価格×税率

■不動産の価格は、実際の購入価額や建築工事費ではなく、  
①家屋を建築により取得した場合は「総務大臣が定める固定資産評価基準（物価変動などを考慮して3年毎に改正）により評価した価格」  
②土地や家屋を売買等により取得は「原則、市町村の固定資産課税台帳の登録価格」となる。

| 区分        | 税率 |
|-----------|----|
| 土地、家屋（住宅） | 3% |
| 家屋（住宅以外）  | 4% |

## 道固定資産税

■土地、家屋、償却資産の取得に対する課税。  
本来は市町村税だが、大規模な償却資産については、税源の偏在を是正するため、市町村に課されている一定の課税限度額を超える部分を市町村の固定資産税にかわり課税。

## 法人道民税

■道内に事務所や事業所などがある法人等に課税。均等割（所得の有無に関係なし）、法人税割（所得に応じて負担）がある。

(1)均等割

| 区分            | 税率     |
|---------------|--------|
| 資本金等の額が1千万円以下 | 年額2万円  |
| 同 1千万円超1億円以下  | 年額5万円  |
| 同 1億円超10億円以下  | 年額13万円 |
| 同 10億円超50億円以下 | 年額54万円 |
| 同 50億円超       | 年額80万円 |

(2)法人税割

| 区分              | 税率                                           |
|-----------------|----------------------------------------------|
| 資本金等の額が1億円超等    | 法人税額（国税）×1.8%                                |
| 資本金等の額が1億円以下の法人 | 法人税額が年1千万円超<br>法人税額が年1千万円以下<br>法人税額（国税）×1.0% |

## 法人事業税

■道内に事務所や事業所などがある法人等に課税。4種類の区分あり。  
※普通法人（一般の法人、法人ではない社団又は財団で収益事業を行っているもの）に限る。

| 区分                 | 課税標準額                     | 外形対象法人 <sup>※1</sup> 以外     | 外形対象法人 <sup>※1</sup> |                   |      |
|--------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------|------|
|                    |                           | 税率                          | 税率A <sup>※2</sup>    | 税率B <sup>※2</sup> |      |
| ①所得割               | 各事業年度の所得                  | 年400万円以下の金額                 | 3.5%                 | 0.4%              | —    |
|                    |                           | 年400万円超～年800万円以下の金額         | 5.3%                 | 0.7%              | —    |
|                    |                           | 年800万円を超える金額                | 7.0%                 | 1.0%              | —    |
|                    |                           | 軽減税率不適用法人 <sup>※3</sup> の所得 | 7.0%                 | 1.0%              | 1.0% |
| ②付加価値割             | 各事業年度の付加価値額 <sup>※4</sup> | —                           | 1.2%                 | 1.2%              |      |
| ③資本割               | 資本金等の額                    | —                           | 0.5%                 | 0.5%              |      |
| ④収入割 <sup>※5</sup> | 各事業年度の収入                  | —                           | —                    | —                 |      |

※1「外形対象法人」は、原則、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人。  
※2 税率Aは、R2.4.1～R4.3.31に開始する事業年度分。税率Bは、R4.4.1以後に開始する事業年度分。  
※3「軽減税率不適用法人は、外形対象法人（R4.4.1以後に開始する事業年度に限る）、または、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人。  
※4 付加価値額=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料+単年度損益。  
※5 所得額を課税標準にするのは適当でない法人（電気・ガス供給会社、保険会社等）に対して適用。

■ 市税 対象税目の考え方

○税制優遇の税目について、以下のとおり検討を行い、「法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税」を対象として、導入を考える。

| 種類  |     | 税名               |              | 課税対象（行為）                              | 検討 | 理由                                                                                              |
|-----|-----|------------------|--------------|---------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通税 | 直接税 | 市民税              | 個人市民税        | 市内に住所のある個人                            | ×  | 個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外                                                                     |
|     |     |                  | <u>法人市民税</u> | 市内に事務所や事業所などがある法人等                    | ○  | 企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致                                                               |
|     |     | <u>固定資産税</u>     |              | 土地、家屋、償却資産の取得                         | ○  | 土地/建物/償却資産の所有に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致※金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、金融系事業者は対象外                      |
|     |     | 軽自動車税            | 環境性能割        | 三輪以上の原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車等を取得   | ×  | 事業者の誘致のため、企業活動内容等を問わず同一の優遇措置を提示する観点から、同税は自動車の所持・保有は事業者によってばらつきがあり、同税の優遇措置がインセンティブとなり得ない場合もあり対象外 |
|     |     |                  | 種別割          | 原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車等を所有        | ×  |                                                                                                 |
|     | 間接税 | 市 た ば こ 税        |              | 卸売販売業者等から小売販売業者へのたばこの譲渡               | ×  | 金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                                      |
| 目的税 | 直接税 | <u>都 市 計 画 税</u> |              | 総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用 | ○  | 市街化区域内の土地/家屋の所有に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致※金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、金融系事業者は対象外                    |
|     |     | <u>事 業 所 税</u>   |              | 市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業             | ○  | 企業が事業所床面積や従業員の給与総額等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致                                                  |
|     | 間接税 | 入 湯 税            |              | 鉱泉浴場の入浴行為                             | ×  | 金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外                                                                      |

# ■ 法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税の概要



固定資産税

■土地、家屋、償却資産の取得に対する課税。  
課税標準額（資産の価格）×税率（1.4%）  
※課税標準の特例措置などがある場合、特例後の額が課税標準額

■資産の価格は、原則として 3 年ごと（償却資産は毎年度）に全面的に見直す（これを評価替えといい、この評価替えの年を基準年度という）が、基準年度以外の年度であっても、土地の地目の変換や家屋の新築または増改築等があった場合には、その年度において資産の状況に応じた価格を決定するほか、地価が下落している地域の土地については、価格の修正を行う。

都市計画税

■総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用(特に下水道、公園、生活道路などの整備拡充)の一部に充てるため設けられた目的税。

■市街化区域内の土地、家屋に対する課税。  
課税標準額（資産の価格）×税率（0.3%）

■固定資産税と同じく、土地・家屋の価格が課税標準となる。土地については、固定資産税と同様に課税標準の特例措置があるが、家屋については、固定資産税での特例措置は適用されない。

法人市民税

■区内に事務所や事業所などがある法人等に課税。均等割（所得の有無に関係なし）、法人税割（所得に応じて負担）がある。

(1)均等割

| 区分                                                                                                    | 従業員数          | 税率                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------|
| ・公共法人および公益法人等(独立行政法人で収益事業を行うものを除く)<br>・一般社団法人および一般財団法人<br>・人格のない社団等<br>・資本金の額または出資金の額を有しないもの（相互会社を除く） | —             | 年額5万円             |
| 資本金等の額が1千万円以下の法人                                                                                      | 50人以下<br>50人超 | 年額5万円<br>年額12万円   |
| 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人                                                                                | 50人以下<br>50人超 | 年額13万円<br>年額15万円  |
| 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人                                                                                | 50人以下<br>50人超 | 年額16万円<br>年額40万円  |
| 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人                                                                               | 50人以下<br>50人超 | 年額41万円<br>年額175万円 |
| 資本金等の額が50億円を超える法人                                                                                     | 50人以下<br>50人超 | 年額41万円<br>年額300万円 |

(2)法人税割

| 区分                                          | 税率                    |
|---------------------------------------------|-----------------------|
| 資本(出資)金の額が1億円以下で、<br>課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人 | 法人税額<br>(国税)<br>×6.0% |
| 上記以外の法人                                     | 法人税額<br>(国税)<br>×8.2% |

事業所税

■道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税。

■市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対して課税。事業所床面積に応じて負担する資産割と、従業員の給与総額に応じて負担する従業者割がある。

(1)資産割

| 区分   | 資産割                            |                            |
|------|--------------------------------|----------------------------|
| 課税標準 | 法人                             | 事業年度終了の日現在における事業所床面積       |
|      | 個人                             | その年の 12 月 31 日現在における事業所床面積 |
| 税率   | 1 m <sup>2</sup> につき 600 円     |                            |
| 免税点  | 事業所床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下 |                            |

(2)従業者割

| 区分   | 資産割            |                    |
|------|----------------|--------------------|
| 課税標準 | 法人             | 事業年度中に支払われた従業者給与総額 |
|      | 個人             | その年中に支払われた従業者給与総額  |
| 税率   | 従業者給与総額の 0.25% |                    |
| 免税点  | 従業者数 100 人以下   |                    |

※1 事業所税の免税点は、市内のすべての事業所等を合算して判定。

※2 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に行い、いずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税。また、どちらとも免税点を超える場合は資産割と従業者割の両方が課税。  
なお、免税点を超える場合は、その超えた部分のみではなく全体が課税の対象となる。

※3 特殊関係者（子会社・兄弟会社等）と同一の家屋内で事業が行われている場合、当該家屋内の特殊関係者の事業所等も合算して免税点の判定を行う。

24

# ■ 対象事業者と税目について（GX）

○道内外から投資を促進する観点から、道外事業者の立地優遇だけでなく、GX産業の拡大等に取り組む道内事業者も対象として検討する。

○道内の自治体間での誘致競争を助長しないよう配慮が必要。

| GX事業を行う事業者の具体的な範囲・条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 対象税目      |           |                     |                     |           |      |                     |                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|---------------------|---------------------|-----------|------|---------------------|---------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 道税※       |           |                     |                     | 札幌市税      |      |                     |                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 法人<br>事業税 | 法人<br>道民税 | 不動産<br>取得税          | 道固定<br>資産税          | 法人<br>市民税 | 事業所税 | 固定<br>資産税           | 都市<br>計画税           |
| <b><u>I 道内で事務所や工場などを新設又は増設する事業者</u></b> <ul style="list-style-type: none"><li>・道内で不動産（土地／建物）を取得して事業を実施する者に限る</li><li>・道内の他地域への移転のみの場合は対象外とする</li><li>・管理部門などの事務所を設置する場合は、工場等の立地する同一市町村に限る</li><li>・償却資産（設備）のみを取得して事業を実施する場合（札幌市内）</li><li>・不動産取得前に計画申請が必要</li><li>・道内で新たに雇用・勤務する正社員が3名以上であること</li></ul>                                                                                                                                                                                              | ×         | ×         | ○                   | ○                   | ×         | ×    | ○                   | ○                   |
| <b><u>II 道外から道内に進出する事業者</u></b><br><b><u>III 道内で創業する事業者</u></b><br><b><u>IV 道内で新分野・新事業として参入する事業者</u></b> <ul style="list-style-type: none"><li>・管理部門などの事務所を設置する場合は、工場等の立地する同一市町村に限る</li><li>・道内に事務所等を設置して事業を実施する者に限る</li><li>・償却資産（設備）のみを取得して事業を実施する場合（札幌市内）</li><li>・道内の他地域への移転のみの場合は対象外とする</li><li>・不動産取得前及び事務所等設置前、法人設立登記前に計画申請が必要</li><li>・道内で新たに雇用・勤務する正社員が3名以上であること</li></ul>                                                                                                                  | ○         | ○         | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 | ○         | ○    | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 |
| <b><u>V 道内のスタートアップ事業者</u></b> <ul style="list-style-type: none"><li>・管理部門などの事務所を設置する場合は、工場等の立地する同一市町村に限る</li><li>・設立から5年以内で先進的なGX事業を行うと承認された事業者に限る</li><li>・償却資産（設備）のみを取得して事業を実施する場合（札幌市内）</li><li>・上記Ⅲ創業の考え方（法人設立登記前に計画の申請が必要となる）の例外として、法人設立後5年以内の申請を可能とするよう条件を緩和する</li><li>・ただし、立地等のインセンティブとならず、スタートアップ事業者への経営支援となるため、税制優遇期間10年から法人設立年数を除いた期間を優遇期間とする（例：設立2年の場合、優遇期間10年から2年を除いた8年が優遇期間）</li><li>・道内で新たに雇用・勤務する正社員が3名以上であること</li><li>・また、通常の道内事業者として、他の税制優遇の条件に合致すれば、そちらで申請することも可能（重複は不可）</li></ul> | ○         | ○         | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 | ○         | ○    | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 | 設備投資<br>を行う場合<br>対象 |

1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 **税制優遇の検討内容について**

(1) GX産業集積（対象事業、事業者、税目）

(2) **金融機能の強化集積（対象事業、事業者、税目）**

(3) 優遇期間・税率（GX産業集積・金融機能の強化集積）

(4) 制度の実施期間

## ■ 金融機能の強化集積について

- GX事業と金融が協働して事業化していくことが重要であり、そのためにはGX事業と資金調達の双方に精通する金融系事業者が鍵となる。
- こうした**GX関連事業への資金等提供**や、**その円滑化・効率化等に寄与する技術やサービスの提供（フィンテック）**を行う金融系事業を「GX産業集積に資する金融系事業」として優遇の対象とし検討。

### 対象とするGX事業

①洋上風力関連産業

②合成燃料(S A F等)

③水素

④蓄電池

⑤次世代半導体

⑥データセンター

⑦海底直流送電

⑧電気及び水素運搬船

⑨新エネルギー

資金提供

### 対象とする金融系事業

#### GX関連事業への資金等提供

：温室効果ガス排出量削減、エネルギー効率改善、再エネ活用など、GX関連事業への資金提供

#### フィンテック

：証券投資、融資、決済、保険等にA I、ブロックチェーンなどデジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業

# ■ 金融系事業の考え方

- 国は、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進を図るための施策の一つとして、金融・資産運用特区を創設し、金融・資産運用業を特定地域へ集積させるとともに、地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備するため、北海道・札幌市を金融・資産運用特区の対象地域として決定したところ。

○こうした国の政策と連動し、優遇対象とする金融系事業は次のとおり。

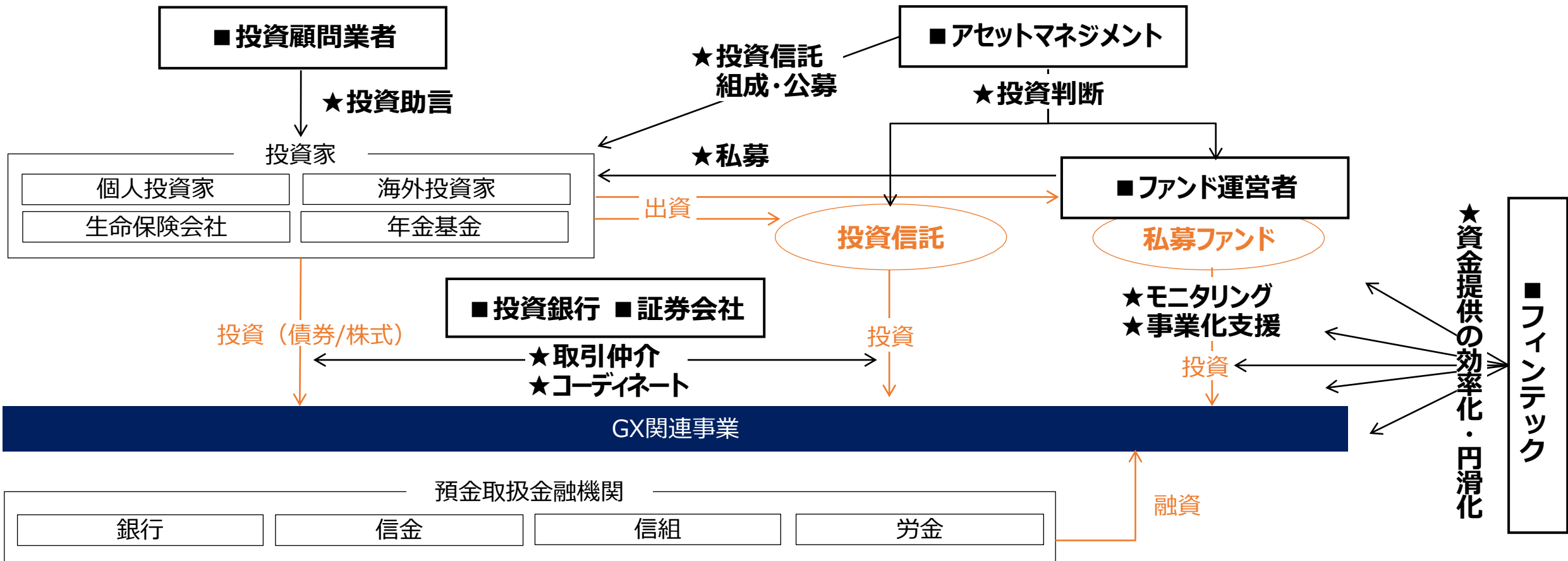
  - ✓ 株式や債券、投資信託など投資性のある金融商品や金融サービスの提供を行う事業（金融商品取引業）
  - ✓ I T 技術を用いた革新的な金融サービスを提供し金融機能向上に資する事業（フィンテック）

## ■ 金融・資産運用特区実現パッケージの目的

- 魅力的なビジネス・生活環境を整備し、**金融・資産運用業を特定地域へ集積**

■ 国内外の投資資金を呼び込みながら、**地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備**

## ■ 国の政策を踏まえターゲットとする金融サービス（★）と金融系事業者（■）



投資銀行：企業向けの証券会社で、アメリカの法制度に基づくInvestment Bankを直訳した呼称。JPモルガン社やゴールドマンサックス社などが該当する。国内では、金融商品取引法の資格を有している。

## ■ 金融系事業の考え方（要件）

- GX関連事業へ資金等提供を行う事業の要件は、金融商品取引法に定めがあること、かつ道内のGX関連事業に対して一定規模以上の資金等提供が予定されていることとする。
- フィンテックの要件は、I T技術を用いた革新的な金融サービスを提供し金融機能向上に資する事業とする。

### ■ 要件

#### <GX関連事業へ資金等提供を行う事業の要件>

##### 1. 金融商品取引法に定めがあること

- ① 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業（例：証券会社）
- ② 金商法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業（金商法第29条の5第2項及び投資信託及び投資法人に関する法律第196条第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務を含む。）（例：ファンド運営者）
- ③ 金商法第28条第3項に規定する投資助言・代理業（例：投資顧問業者）
- ④ 金商法第28条第4項に規定する投資運用業（例：アセットマネジメント）
- ⑤ 金商法第63条に規定する適格機関投資家等特例業務又は海外投資家等特例業務を行う者（例：特定少数の機関投資家等の私募で設立する投資ファンドの運営者）

##### 2. 道内で行われるGX関連事業に対して一定規模以上の資金等提供が予定されていること

- ・ GX関連事業への投資に関する、モニタリング、事業化支援、投資勧誘、投資運用・助言、取引仲介 等
- ・ 債券発行（ボンド）、株式発行（エクイティ）

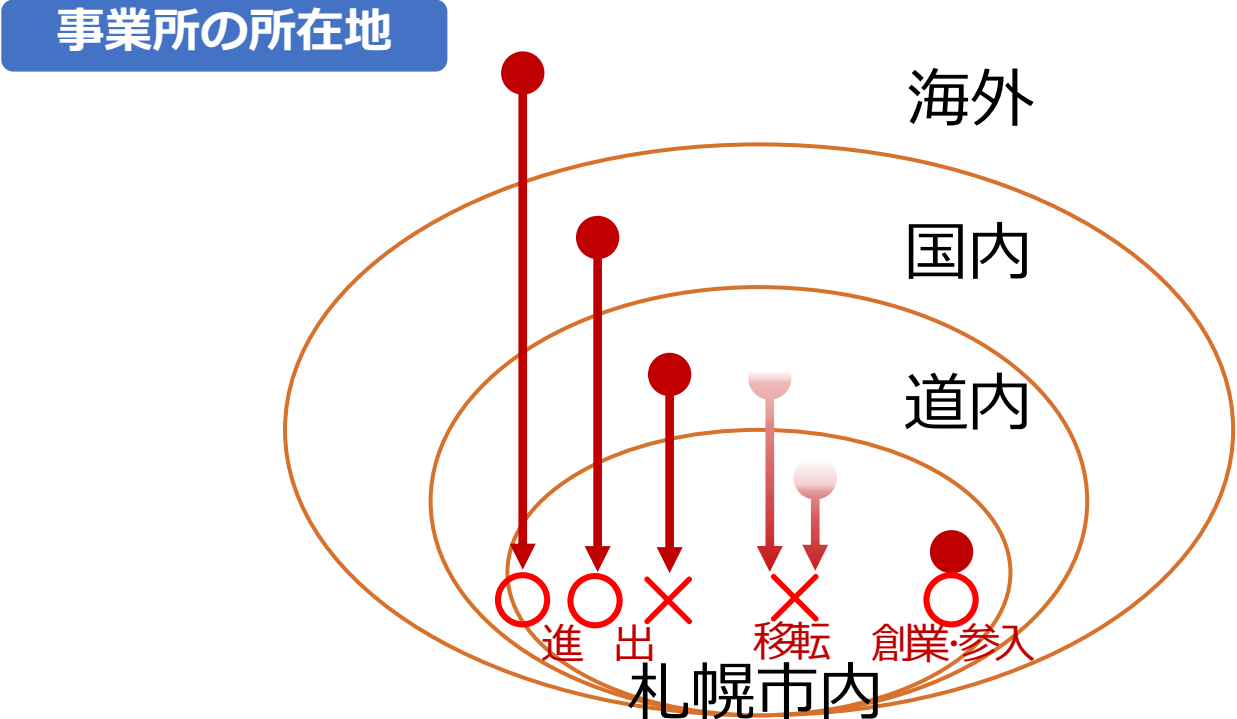
#### <フィンテックの要件>

- ・ 官民データ活用推進基本法第2条第2項に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報技術を用いて行う次に掲げる事業
  - ① 日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業
  - ② 個人又は法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術等を提供する事業（前号に掲げるものを除く。）
  - ③ 前2号に掲げる事業の運営に必要な技術等を提供する事業
  - ④ 前3号に掲げるもののほか、金融サービスを提供する事業であって市長（知事）が認めるもの

■ 対象事業者と税目について（金融）

○GX産業集積に資する金融系事業者が札幌市に集積することが狙い。  
○優遇対象税目は、法人事業税、法人道民税、法人市民税、事業所税とし検討。

| 金融系事業者の<br>具体的な範囲・条件                                                                                                                                                                                      | 対象税目      |           |            |            |           |      |           |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|------|-----------|-----------|
|                                                                                                                                                                                                           | 道税        |           |            |            | 札幌市税      |      |           |           |
|                                                                                                                                                                                                           | 法人<br>事業税 | 法人<br>道民税 | 不動産<br>取得税 | 道固定<br>資産税 | 法人<br>市民税 | 事業所税 | 固定<br>資産税 | 都市<br>計画税 |
| <u>I 道外から札幌に進出する事業者</u><br><u>II 札幌で創業する事業者</u><br><u>III 札幌で新事業として参入する事業者</u><br><br>※ 札幌市内に事務所等を設置して事業を実施する者に限る<br>※ 道内の他地域や、札幌市内から市内への移転により事務所<br>等を設置する既存の金融系事業者は対象外とする<br>※ 新規雇用または札幌圏に転入した正社員 3 人以上 | ○         | ○         | ×          | ×          | ○         | ○    | ×         | ×         |



1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 **税制優遇の検討内容について**

(1) GX産業集積（対象事業、事業者、税目）

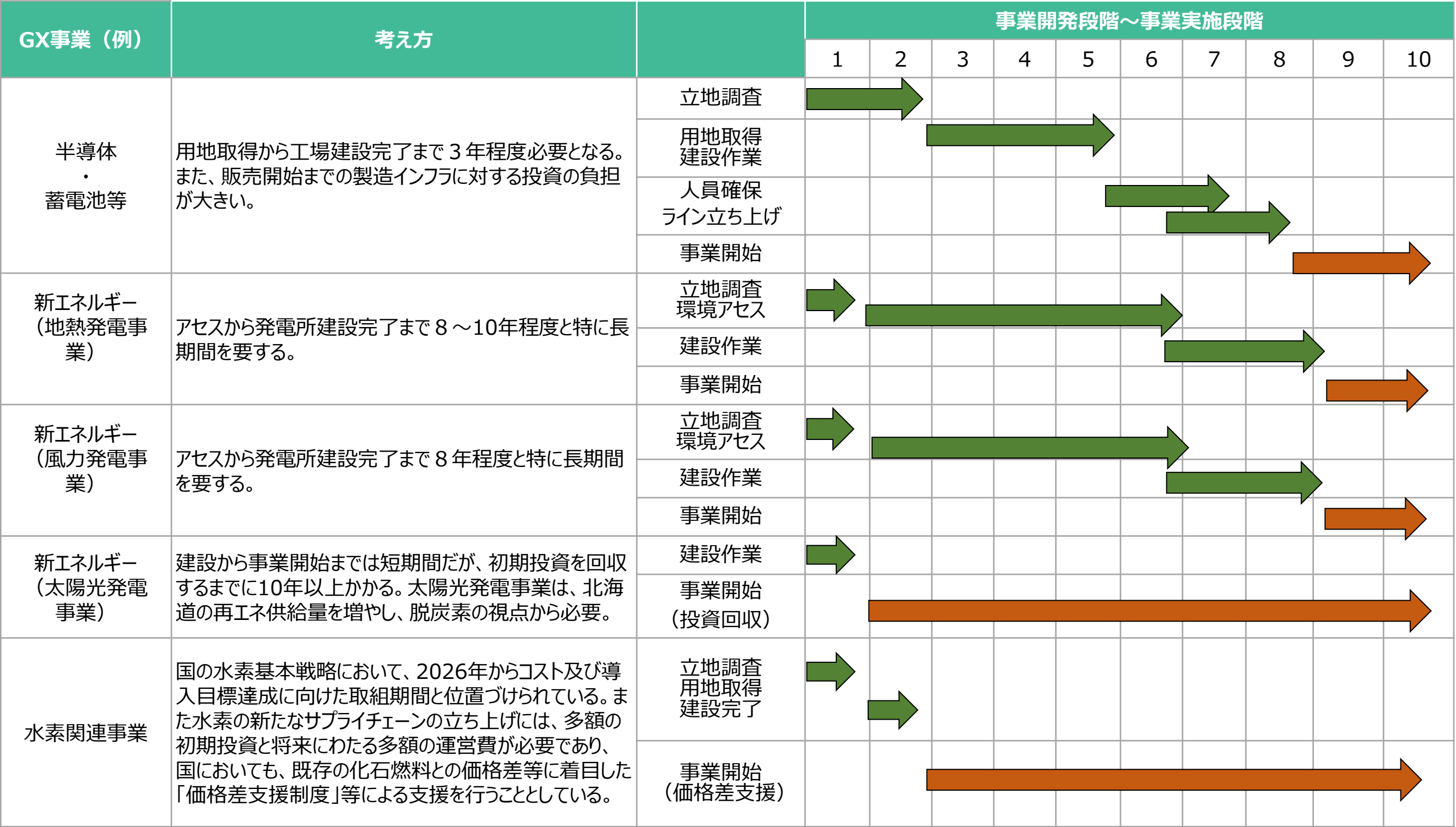
(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者、税目）

**(3) 優遇期間・税率（GX産業集積・金融機能の強化集積）**

(4) 制度の実施期間

# ■ 優遇期間について（GX）

- GX事業の特性として、事業着手に多額のコストがかかること、事業の予見可能性が低く、収益化まで長期を要することから、中長期的な支援が必要。また、太陽光やデータセンターなど商用化が進み、また、事業開始までにリードタイムが比較的短い分野においても、北海道の再エネ供給量を増やし、脱炭素を推進する観点からインセンティブが必要。
- 以上を踏まえ、優遇期間としては、10年間を基本に検討を行う。



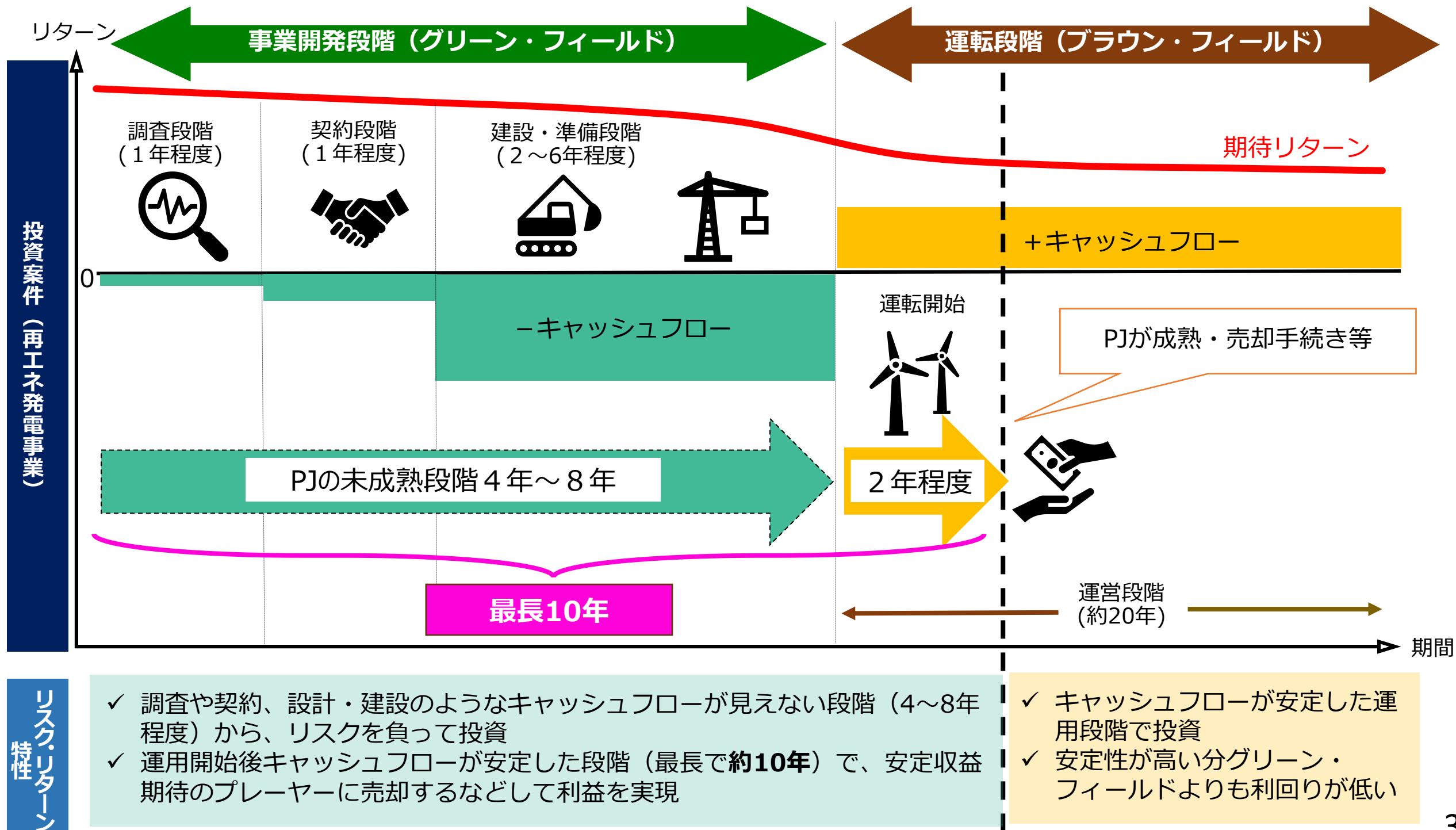
※事業者からの聞き取り及び国の公表資料より

## ■ 優遇期間について（金融）

○GX関連事業の開発から運転開始までの期間を踏まえると、資金提供を行う資産運用会社が**ファンド運用の成果**として投資家にリターンを還元できるのは最長で**約10年後**であり、こうした**長期間かつリスクを伴うプロジェクト（PJ）への投資**を実現するためには、**インセンティブ確保が不可欠**。

○以上を踏まえ、優遇期間としては、先行する大阪市の優遇期間も踏まえ、10年間として検討を行う。

## ■ 再エネ発電事業の事業開発段階から投資家にリターンを還元するまでの過程



## 優遇期間・税率

【法人事業税・法人道民税・道固定資産税・法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税】

### （案1）10年間最大全額控除

○：企業誘致効果が最も高い（全国ナンバー1） ×：税収減への影響が最も大きい

### （案2）10年間（1～5年間最大全額控除、6～10年間最大2分の1控除）

△：企業誘致効果が案1に劣り、財政への影響は中程度

### （案3）5年間最大全額控除

○：他2案と比べ税収への影響が最も少ない ×：他2案と比べ誘致効果が最も低い

### 【不動産取得税】

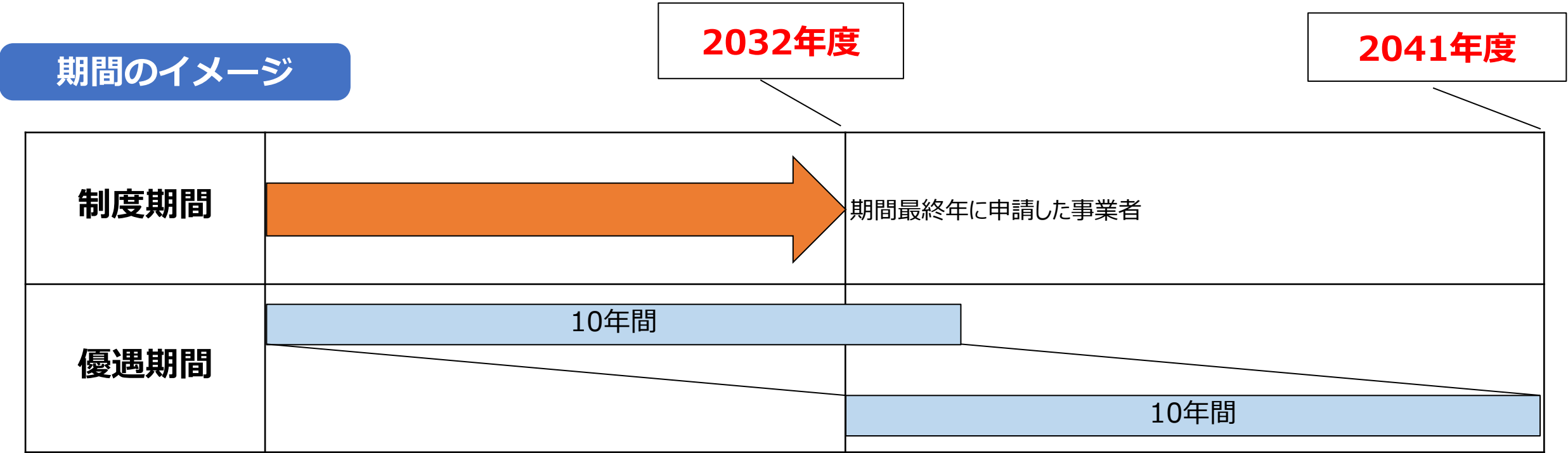
取得時全額控除

※最大とは、事業の割合に応じて算出

- 1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について
- 2 税制優遇の効果について
- 3 税制優遇の検討内容について
  - (1) GX産業集積（対象事業、事業者、税目）
  - (2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者、税目）
  - (3) 優遇期間・税率（GX産業集積・金融機能の強化集積）
  - (4) 制度の実施期間**

## ■ 制度の実施期間

- 国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の制度実施期間を2032年度までとし検討する。
- 特区の取組及び企業誘致施策の全体を通じて、進捗管理・効果検証や情報公開等に留意しながら取組を進めていく。



※2032年度までに事業が着手されるものに限る

**制度期間**：事業者が控除の申請を行うことができる期間  
**優遇期間**：事業者が控除を受けることができる期間

- (他都市の例)
- ・大阪府の金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例は、大阪府「国際金融都市OSAKA戦略」の期間（2025年度）まで
  - ・福岡市「スタートアップ法人減税」は国家戦略特区、大阪府「成長特区税制」は、成長特区における課税の特例措置の期間（2025年度）まで

- (道の計画)
- ・北海道ゼロカーボン推進計画（2030年度）まで
  - ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第III期】（2030年度）まで